

新潟市請負工事の監督及び検査要綱 新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(検査の立会)</p> <p><u>第9条 検査の立会者は、当該工事の関係者で検査担当課長が認めた者とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第16条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和7年7月15日から施行する。 (監督員の指定)</p> <p>2 この要綱の施行の日前に請負工事の監督及び検査に関する規程（昭和33年新潟市訓示第12号）第3条の規定により監督員として指定を受けた職員は、この要綱による改正後の新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により監督員として指定を受けた職員とみなす。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に工事履行届を受理したものから適用する。</p>	<p>(検査の立会)</p> <p><u>第9条 検査は、当該工事の監督員が立会うものとする。ただし、検査担当課長が特に必要と認めた場合は、その関係者を立会わせることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第16条 (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和7年7月15日から施行する。 (監督員の指定)</p> <p>2 この要綱の施行の日前に請負工事の監督及び検査に関する規程（昭和33年新潟市訓示第12号）第3条の規定により監督員として指定を受けた職員は、この要綱による改正後の新潟市請負工事の監督及び検査要綱の規定により監督員として指定を受けた職員とみなす。</p>	